

業務部速報



No. 15

発行 23. 9. 12

JR東労組 業務部

「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」 9月8日開催

申6号

に関する申し入れ 団体交渉を行う！①

1. 扶養手当について、配偶者及び18歳未満の子のうち第1子の支給額を5,000円増額すること。
2. 扶養手当における障がいの範囲について、「所得税に定める特別障害者」ではなく「障害者手帳を交付されている者」へ拡大すること。

組合の主張

【配偶者について】 共働き世帯は増加傾向ではあるが、配偶者が働けない家庭環境もある。130万円の壁を会社として撤廃してもいいのではない。

【第1子について】 子育てに関わるものを一から準備しなければならない。育児にかかる経済的負担は大きくなっている。子を養うことへの企業努力を行うべきだ。晩婚化で2人目とまらない環境もある。

【障害者手帳交付者に拡大を】 「所得税に定める特別障害者」へ支給範囲は拡大されるが、限定的であり、手帳交付者に拡大を求める。

<会社の主張>

◆扶養手当は生計費の一部補填として支給している◆主張は受け止める◆引き続き検討していく◆全ての社員が安心して働いて頂けることが大事
要求実現ならず

4. 「難病や障がいのある子」を養育する社員の育児・介護勤務A、B及び養育休暇の取得可能期間の制限を撤廃すること。
5. 「難病や障がいのある子」以外の、育児・介護勤務および養育休暇の取得可能期間を中学校3年生の年度末までとすること。

組合の主張

「難病や障がいのある子」を養育するには様々な制約があり、高校での支援を含めて継続的な支援が必要だ。取得可能期間の制限を撤廃するべきだ。

育児・介護勤務および養育休暇の取得可能期間の延長を求める声は非常に多い！

子育てしながら働き続けられるように、離職防止の観点も含めて延長を求める！義務教育期間は子供に教育を受けさせる義務を親が負う期間でもある。

<会社の主張>

◆主張は受け止める◆期間の延長を求めるニーズがあることは承知している◆仕事と育児を両立できる環境改善に向けて検討していく
要求実現ならず

7. 出産祝金については、2023年4月1日以降の出産時を対象とし、子1人につき30万円に支給拡大すること。
8. JR東京総合病院以外での出産においても出産費用として5万円を支給すること。

組合の主張

【出産祝金】 同じ年度の出産でも支給の差が出るので是正するべきだ。新設は嬉しいが、出産費用としては足りない。要員不足で安心して育児休職を取得できないような職場環境は改善すべきだ！

【出産費用5万円支給を】 JR東京総合病院を利用できる人は限られる。他の病院で出産しても費用を負担するべきだ。カフェテリアプランの対象にするなど検討すべきではないか。

<会社の主張>

◆制度としての線引きは必要◆世の中から見ても支給額に遜色ないと考える◆職場環境改善、職場風土づくりは引き続き行っていく
要求実現ならず

②へ続く